日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更について

（令和七年五月二十日文部科学大臣認可七文科高第二五五号）

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（平成九年十二月二十四日文部大臣認可諸高第四十六の一号）の一部を次のように変更する。

様式第五号の備考５（７）、様式第五号（２）の備考５（７）、様式第七号㈱の注意事項４、様式第八号㈱の注意事項５、様式第八号の二㈱の注意事項５、様式第十五号㈱の注意事項５及び様式第十六号㈱の注意事項６中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

１　この変更は、令和七年六月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

２　実施日において現に交付している変更前の様式第五号、様式第五号（２）、様式第七号、様式第八号、様式第八号の二、様式第十五号及び様式第十六号については、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

３　実施日において現に存する変更前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

令和七年六月二十七日

東京都千代田区富士見一丁目一〇番一二号

日本私立学校振興・共済事業団

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和７年６月27日

契約職　国立研究開発法人建築研究所

理事長　福山　　洋

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

本業務は、建築研究所の強震観測網の拡充を図るために、建築物に地震時応答を計測するための強震観測システム等を設置し、観測されたデータを建築研究所が保有する別サーバに送付し、被災判定を実施するものである。また、その計測されたデータを被災判定やその結果を表示するためのサーバへ転送し、被災判定結果を表示できるシステムと連携するものである。本業務の履行にあたっては、建物の地震観測システムや観測結果に基づく被災判定に関する知識を踏まえた、対象システムの更新及び既設データサーバへのデータ転送、既設サーバにおけるシステム改修技術が必要であることから、以下の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な建物の地震観測システムや観測結果に基づく被災判定に関する知識を踏まえた、対象システムの更新及び既設データサーバへのデータ転送、既設サーバにおけるシステム改修技術を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

２．業務概要

⑴　業務名

ＲＣ造庁舎等建築物の被災判定を行うための強震観測システム設置および構築業務

⑵　業務内容

本業務は、指定されるRC造建築物14棟を対象に、地震時応答を計測するセンサおよびそれらを接続するケーブル等を建築物に取り付ける工事を行い、それらの計測データを所定のサーバ（以下、解析サーバ）に転送し、そこで被災判定やデータベースへの格納を実施した後、被災判定結果や計測データを所定のサーバへ転送するように機器への設定を行うものである。

⑶　履行期限　令和８年３月13日

３．業務目的

建築研究所の強震観測網の拡充を図るために、建築物に地震時応答を計測するための強震観測システム等を設置し、観測されたデータを建築研究所が保有する別サーバに送付し、被災判定を実施することが目的である。

４．応募要件

⑴　基本的要件

①　国立研究開発法人建築研究所契約業務取扱規程第５条第１項及び第２項の規定に該当しない者であること。

②　国立研究開発法人建築研究所理事長又は国土交通省国土技術政策総合研究所長から指名停止を受けている期間中でないこと。

③　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

④　説明書の交付を直接受けた者であること。

⑤　配置する予定管理技術者については参加意志表明をする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、企画提案書の提出日において３ヶ月以上の雇用関係にあるものをいう。

⑵　技術力に関する要件

建物の地震観測システムや観測結果に基づく被災判定に関する知識を踏まえた、対象システムの更新及び既設データサーバへのデータ転送、既設サーバにおけるシステム改修技術を有していること。

５．手続等

⑴　担当部局

〒305―0802 茨城県つくば立原１－３

国立研究開発法人建築研究所　構造研究グループ　主任研究員　中村　聡宏　電話029―864―6635　電子メール

naka-a@kenken.go.jp

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和７年６月27日（金）から令和７年７月17日（木）まで（土日祝日は除く。交付時間は９時から17時まで。ただし、最終日は12時まで。）。

交付申込：説明書の交付を希望する者は、⑴の担当者まで電話又は電子メールで申し込むこと。

交付方法：電子メール又は郵送

⑶　参加意思確認書の提出期限及び方法

提出期限：令和７年７月17日（木）12時（必着）

提出場所：⑴に同じ

提出方法：持参、郵送（書留郵便）、電子メール（電子メールの場合には着信を確認すること。）のいずれかとする。

６．その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

５．⑴に同じ。

⑶　当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和７年８月

⑷　令和07・08・09年度の物品・役務における競争参加資格（全省庁統一資格）のうち役務の提供等の認定を受けていない場合も５．⑶により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑸　情報セキュリティ上のサプライチェーン・リスク対応として、建築研究所の委託等における統一基準群、セキュリティポリシーを遵守し、同様のサプライチェーン管理を行うことを求める場合がある。この場合に、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと発注者が判断した場合には、企画競争により提出される企画提案書を特定しないことがある。

⑹　詳細は業務説明書による。